

久喜市告示第 2 6 6 号

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和 3 年久喜市条例第 1 0 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき緊急安全措置を実施したが、所有者等の所在が特定できないため、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

久喜市長 貴志 信智

- 1 空家等所在地
住所 久喜市北中曽根 1 3 4 0 - 3
地番 久喜市北中曽根 1 3 4 0 - 3、5
- 2 緊急安全措置の内容
トタン板及び木枠の一部除去
- 3 緊急安全措置の実施日
令和 8 年 7 月 3 日